

○ 発達が気にかかるお子さん

・ 障がいのあるお子さんのために

○各種相談について

■ 相談支援事業所

児童の発達や障がいに関する総合的な相談、福祉サービス利用につなげる支援等を行います。

No.	相談支援事業所	住 所	電話番号	対 象				委託 (※)
				児童	身体	知的	精神	
1	相談支援事業所 ハートピア出雲	武志町 693-4	23-2720	●	●	●	●	○
2	ケアプランやわらぎ	知井宮町 1192	21-4820	●	●	●	●	
3	さざなみ学園	神西沖町 2534-2	31-9996	●		●		○
4	出雲サンホーム 相談支援事業所	神西沖町 1315	43-7575	●	●	●	●	○
5	相談支援事業所 フィリア	灘分町 532-1	62-4782	●	●	●	●	
6	プレーグ	灘分町 613	62-2977	●	●	●	●	○
7	障がい者自立支援事業所 ぼんぼん船	多伎町多岐 892-7	86-7022	●	●	●	●	
8	相談支援事業所 光風園	湖陵町大池 240-1	43-0025	●	●	●	●	○
9	CSいずも相談支援事業所	大社町入南 80-1	53-8066	●	●	●	●	
10	児童発達支援センター わっこ 相談支援事業所	知井宮町 238	21-2733	●				
11	美野園	美野町 1694-2	67-0500	●	●	●	●	
12	くま&ローズマリー相談室	湖陵町大池 482	77-4332	●	●	●	●	
13	相談支援事業所 R e v e	武志町 182-3	25-8602	●	●	●	●	
14	相談支援事業所 わんぱく	東福町 156-1	62-4872	●	●	●	●	
15	平安堂相談支援事業所	渡橋町 334-1	27-9788	●	●	●	●	
16	相談支援事業所 りこっと	渡橋町 1198 くすのきテナント A	23-2288	●	●	●	●	
17	相談支援事業所 ビリエット	平田町 2194-5	77-5147	●	●	●	●	
18	いんくるネットいずも	朝山町 284	77-6212	●	●	●	●	

No.	相談支援事業所	住 所	電話番号	対 象				委託 (※)
				児 童	身 体	知 的	精 神	
19	相談支援事業所リレーション	大塚町 869-1 プラントA-1	25-7353	●	●	●	●	
20	相談支援事業所きらめき	里方町 753-1	31-4528	●				
21	あいか相談支援事業所	西園町 3913-1	090-4645-5844	●	●	●	●	
22	ふあっと	武志町 693-1	25-0130				●	○
23	指定特定相談支援事業所 フライエ	小山町 362-1	21-9779		●		●	
24	相談支援事業所 かのん	神西沖町 2476-1	25-8811		●	●	●	○
25	やまびこ園	佐田町一窪田 1988	85-8005		●	●	●	
26	そうゆう相談センター	斐川町学頭 1625-4	72-7085			●	●	○
27	指定特定相談支援事業所 太陽の里	斐川町名島 90	25-7370			●		○
28	ほっと	佐田町一窪田 1961-5	85-8000		●	●	●	
29	NPO 法人たすけあい平田	西代町 1032-4	62-0257		●	●	●	
30	特定相談支援事業所 ぼてとはうす	平野町 1183	27-9171			●		
31	山根クリニック特定相談支援事業所	芦渡町 789-2	21-2810		●	●	●	
32	麦の家	斐川町学頭 1510-2	31-4832		●	●	●	

※印の事業所：市の相談支援事業委託事業所

○通級指導教室について

■ 幼児通級指導教室

支援が必要な親子を対象として、教育相談及び通級による指導を実施しています。

実施場所・問い合わせ 今市幼稚園 神西小学校 平田小学校 大社小学校 中部小学校

■ 通級指導教室

特別な支援が必要な通常の学級に在籍する児童生徒を対象に、教育相談及び通級による指導を実施しています。

実施場所・問い合わせ 今市小学校 神戸川小学校 神西小学校 平田小学校 大社小学校 中部小学校
第三中学校 浜山中学校 平田中学校 湖陵中学校 斐川西中学校

○地域ミニ療育事業について

■ おもちゃの家（障がい児地域ミニ療育事業）

支援が必要な乳幼児とその保護者を対象に、子育て相談と育児知識情報の提供、保育所園児との交流などを実施しています。

実施場所・問い合わせ おもちゃの家（直江保育所敷地内）

○福祉サービスについて

障がい福祉サービスを利用したい場合の問い合わせ先は次のとおりです。

▶本庁…福祉推進課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川各行政センター…市民サービス課

■ 居宅介護サービス

家庭にホームヘルパーを派遣し、障がいのある児童への身体介護・通院介助等を行います。

■ 放課後等デイサービス、児童発達支援

障がいのある児童とその保護者に、通所による療育指導・訓練等を行います。

■ 保育所等訪問支援

障がいのある児童が集団生活を送る施設等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

■ 短期入所（ショートステイ）

家族等の都合等により、障がいのある児童を短期間、夜間も含め施設でお預かりし、日常生活の支援を行います。

■ コミュニケーション支援事業

障がいがあり意思疎通を図ることに支障がある児童が病院又は診療所へ入院された時に、病院スタッフとの意思疎通を円滑に図るため、本人の様子を理解している居宅介護事業者等のヘルパーを入院先へ派遣します。

■ 日中一時支援事業

家族等の都合等により、日中において一時的に見守りを必要とする障がいのある児童の日中一時預かりを福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において行います。

■ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある児童に、外出のための支援を行います。

○手帳について（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳）

手帳を所持している方は、障がいの程度・内容により医療費の助成、公共交通機関等の料金の割引、補装具、日常生活用具の交付や税の軽減などが受けられます。詳しくは福祉推進課の「障がい者（児）福祉のしおり」をご覧ください。

各種手帳についての問い合わせ先は次のとおりです。

▶本庁…福祉推進課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川各行政センター…市民サービス課

■ 身体障がい者手帳

肢体、視覚、聴覚又は平衡機能、音声、言語又はそしゃく機能、じん臓、心臓、肝臓、呼吸器又はぼうこう、直腸あるいは小腸器官に一定程度以上の障がいがある方に身体障がい者手帳が交付されます。

■ 療育手帳

発達期に何らかの原因により知能遅滞がおり、そのため日常生活に相当な不自由が生じ、福祉的配慮を必要としている方に療育手帳が交付されます。

■ 精神障がい者保健福祉手帳

精神に障がい（発達障がいも含む：自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど）があり、日常生活や社会生活に制約がある方に交付されます。

○手当について

各種手当についての問い合わせ先は次のとおりです。

▶本庁…福祉推進課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川各行政センター…市民サービス課

■ 特別児童扶養手当

心身に中度から重度の障がいのある20歳未満の児童を養育している方に手当を支給します。

令和4年4月時点の月額です。年度中途でも、改定されることがあります。

1級 52,400円 2級 34,900円

■ 障がい児福祉手当

心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方に対して、手当を支給します。

令和4年4月時点の月額です。年度中途でも、改定されることがあります。

支給額：14,850円

○医療費制度について

■ 育成医療

身体に障がいのある18歳未満の児童に対し、早期治療を行い、日常生活を容易にするための医療給付です。自己負担は原則1割ですが、受診者の所属する世帯の課税・収入状況等により自己負担上限額が設定されます。市の助成制度もあります。

問い合わせ▶本庁…福祉推進課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川各行政センター…市民サービス課

■ 自立支援医療（精神通院医療）

精神に障がい（発達障がいも含む：自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど）があり、通院による治療を続ける必要がある方の医療費負担を軽減する制度です。自己負担は原則1割ですが、受診者の所属する世帯の課税・収入状況等により自己負担上限額が設定されます。市の助成制度もあります。

問い合わせ▶本庁…福祉推進課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川各行政センター…市民サービス課

■ 福祉医療

重い障がいのある方々の健康の保持及び増進を図るため、医療費の自己負担分を助成する制度です。

自己負担は1割ですが、医療機関ごとに1か月で入院2,000円、入院外1,000円の上限額となっています。

薬局等では、自己負担はありません。

対象児童・・・① 身体障がい者手帳1級または2級の方

② 療育手帳Aの方

③ 精神障がい者保健福祉手帳1級の方

④ 身体障がい者手帳3級または4級、かつ、知的障がいにて知能指数がおおむね50以下の方※

⑤ 身体障がい者手帳3級または4級、かつ、精神障がい者保健福祉手帳2級の方

⑥ 精神障がい者保健福祉手帳2級、かつ、知的障がいにて知能指数がおおむね50以下の方※

※知能指数は、特定の判定機関によるものです。

問い合わせ▶本庁…福祉推進課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川各行政センター…市民サービス課

○福祉用具購入の助成などについて

各種申請についての問い合わせ先は次のとおりです。

▶本庁…福祉推進課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川各行政センター…市民サービス課

■ 補装具費の支給

身体上の障がいや補うための補装具の購入・修理等にかかる費用の一部を支給します。

対象児童：身体障がい者手帳所持の方、難病等特定の疾病の方

■ 難聴児補聴器購入費助成事業

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費の一部を支給します。

対象児童：両耳の聴力レベルの平均が30 デシベル以上70 デシベル未満で、18歳未満の児童

■ 日常生活用具の給付

重い障がいのある方の日常生活を容易にするため、日常生活用具及び住宅改修費を給付します。

対象児童：身体障がい者手帳・療育手帳所持の方、難病等特定の疾病の方

■ 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方の日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付します。

対象児童：小児慢性特定疾病医療受給者証所持の児童

○その他

問い合わせ ▶本庁…福祉推進課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川各行政センター…市民サービス課

■ 腎臓機能障がい者通院交通費助成事業

人工透析で通院されている方に交通費の一部を助成します。

通院医療機関から無料で送迎を受けている方等は、支給対象となりません。

対象児童：居宅と医療機関を道のりで計測し5キロ以上ある方

■ 障がい者福祉タクシー利用券の交付

在宅で重い障がいがある方に、福祉タクシー利用券を交付します。

対象 …①身体障がい者手帳の等級が 1級・2級の方 ②療育手帳をお持ちの方

③精神障がい者保健福祉手帳の等級が 1級・2級の方 ④車いすやストレッチャーを利用しなければ外出できない方

※ただし、18歳未満の方については、申請時点において、住民税非課税世帯に属している必要があります。

■ 島根県心身障がい者扶養共済

障がいのある方を扶養している保護者が、一定額の掛金を拠出し、保護者が死亡または重度の障がい者になったときに、障がいのある方に終身一定額の年金を支給し、生活の安定と福祉の増進を図る制度です。

申込み・問い合わせ 島根県障がい福祉課 電話：0852-22-6686

本庁福祉推進課、各行政センター市民サービス課で制度に関するパンフレットをお渡しすることができます。

■ 自動車改造費の助成（乗降系）

事前相談のうえで、身体障がいのある方が使用する自動車の改造経費を助成します。

対象：在宅生活をする重度の肢体不自由（1、2級）の障がいのある方で、本人または生計を一にする方が所有する自動車の改造（福祉車両の新車購入等を含む）

※助成要件がありますので、詳しくは購入前にご相談ください。